

建設労働者緊急育成支援事業について

厚生労働省 職業能力開発局 育成支援課



1 事業の趣旨

少子高齢化の進展に伴って、建設産業も、就業者の高齢化や若年入職者の減少という構造的な課題に直面しています。また、これまで建設業の型枠工、鉄筋工、とび工などの専門工事職種は、OJT中心の人材育成を主としていましたが、近年、建設投資が大幅に減少する中で極めて厳しい経営環境に置かれたことにより、教育訓練を実施することが難しい状況になっています。さらに、これら職種においては、入職した技能労働者が早期に離職してしまうなどの理由により、入社後の人材育成に消極的な企業も少なくありません。そのため、特に、これら職種と地域の職業訓練施設が有機的に連携して、効率的に入職段階での教育訓練を行うことが必要とされています。

しかし、いわゆる野丁場系の専門工事職種の教育訓練機関は全国に数カ所あるものの、在職者の教育訓練を主として行う、富士教育訓練センター、企業内職業訓練施設及び一定地域内の在職者向けの職業訓練施設に限定されています。専門工事業以外の他の職種においては、入職希望者に対し必要な教育訓練を実施した上で、その職種に入職する形態がありますが、専門工事職種の教育訓練は入職後に実施されていたことから、入職希望者に対する教育訓練機関は、ほぼ見当たらないと

いった状況にあります。

また、その他の建設系の教育訓練機関では技術者や木造建築の技能者の養成に集中しているのが現状です。

したがって、専門工事職種の入職希望者向け職業訓練を広域的に実施できる職業訓練機関が絶対的に不足しており、かつノウハウを有する機関の地域偏在が著しい状況にあるため、新たな職業訓練環境の整備に対する支援を国が早急に行うこととし、平成27年度から5年間の措置として建設労働者緊急育成支援事業を実施することになりました。



2 実施拠点及び業務

この事業は、国が建設産業関係事業団体などに業務を委託する予定ですが、受託者は中央拠点と複数の地方拠点を設置して、この事業を実施することとしています。

それぞれの拠点の業務は、次のとおりです。

(1) 中央拠点

- ・野丁場系職種の職業訓練ニーズについて、調査を行います。
- ・職業訓練教材や指導員マニュアルを、作成します。
- ・事業の実施地域の調整及び事業運営に協力す

る建設業関係団体や企業、教育訓練機関など（以下「協力団体」）及び関係行政機関との調整を、行います。

- ・職業訓練施設及び指導員の確保を、行います。
- ・指導員に対し指導方法の研修を、実施します。
- ・事業の全国的な周知・広報を、行います。
- ・ハローワークと連携しつつ、求人確保、職業相談、無料職業紹介を、実施します。
- ・事業実施に係る地方拠点との連絡調整及び業務運営に係る指導・指示を、行います。

(2) 地方拠点

- ・協力団体と連携して職業訓練生の募集及び職業訓練実施に係る教室、実習場、講師、資機材、職業訓練生の宿舍の手配等の具体的な調整を行います。
- ・公共職業安定所と連携した就職支援を行います。
- ・無料職業紹介許可を有している拠点においては、無料職業紹介を行います。

3

協力団体との連携

事業運営に当たっては、次の機関と連携して協力団体を構成し、必要に応じて連絡会議を開催します。

- ・建設業界団体
- ・建設業事業主
- ・民間職業実施機関
- ・公共職業訓練機関
- ・教育機関
- ・都道府県
- ・都道府県労働局 など

4

事業の実施

○職業訓練カリキュラムの開発などについては、次のとおりです。

- ・職業能力開発促進法の趣旨や職業訓練基準などの規定を参考にしつつ、効率的かつ効果的な職業訓練カリキュラムを策定します。
- ・職業訓練職種の選定に当たっては、専門工業団体に職業訓練ニーズ・意向を確認し、職種ごとの緊要度などを踏まえた上で、職業訓練受講による就職の促進及び雇用の維持・継続が現状に比して改善されると認められる職種を選定します。
- ・協力団体との連携を最大限に活用し、職場見学、職業人講話なども盛り込んだ効果的なカリキュラムを開発します。
- ・対象職種に係る基礎的かつ実践的な技能及びこれに関する知識を付与する内容とするとともに、働くことの意義や目的の理解、基礎的なビジネスマナーの習得などをカリキュラムに含めます。

○職業訓練生の募集については、次のとおりです。

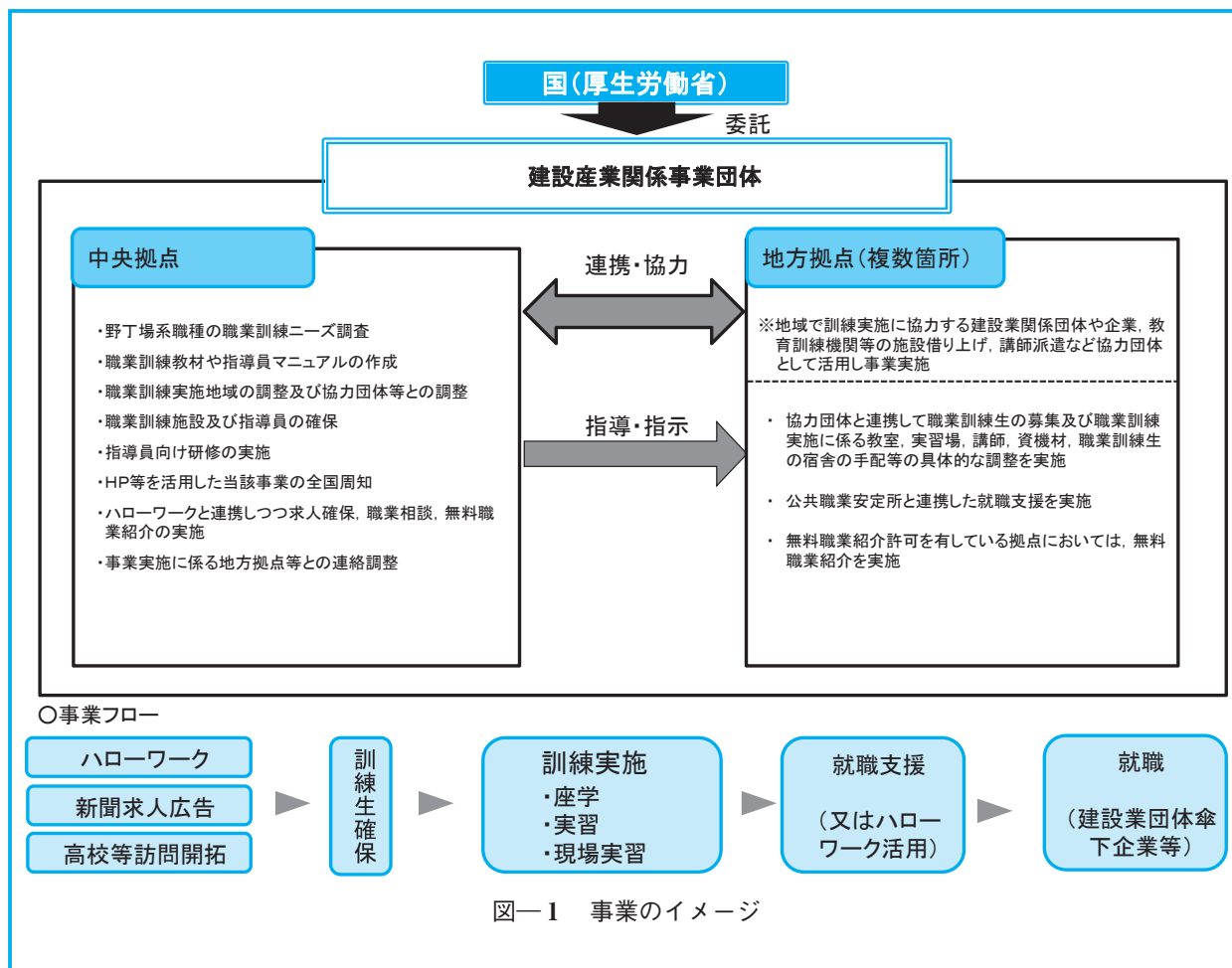
- ・公共職業安定所で求人・求職情報を確認し、地域ニーズや求職者の特性を把握するなど、協力団体と連携し、ニーズ把握や情報連携を十分行った上で、効果的に実施します。
- ・ホームページ等を活用した、この事業の全国周知を行います。

○募集に当たっては、幅広い層への周知を行う観点から、次の方法を活用するなどし、幅広い募集活動を行います。

- ・公共職業安定所でのリーフレット配賦、ポスター掲示を行います。
- ・新聞求人公告、求人情報誌、フリーペーパー等へ情報を掲載します。
- ・高等学校などの訪問による開拓を行います。
- ・若者が集まる場所における、広報キャンペーンを展開します。

○職業訓練の実施については、次のとおりです。

- ・職業訓練の実施に当たっては、集合訓練を原則とします。
- ・事業所の現場を活用して実習を行う場合にあつては、職業訓練に関係のない作業に従事さ



せないこと及び安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずる取扱いを行います。

- ・受講終了者へは、修了証を発行します。
- 就職支援については、次のとおりです。
- ・就職先については、本事業に参画する団体等の傘下企業などを主な対象としつつ、公共職業安定所とも密接な連携を図り、建設業への就職を促進します。
 - ・就職支援に当たっては、公共職業安定所で求人求職情報を確認し、地域ニーズや求職者の特性を確認するなど、協力団体と連携し、ニーズ把握や情報連携を十分行った上で、効果的に実施します。

5 まとめ

以上が、建設労働者緊急育成支援事業として実施を予定している業務の概要になります。

平成27年度から実施する新規事業のため、ノウハウが十分とは言えないなか、多方面の方々からのご支援が不可欠と考えております。

いずれにしましても、不足している建設技能労働者の育成・確保に資する事業ですので、特に、建設業界の皆様方におかれましては、この事業の推進につきましてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。